



2025年10月31日

各 位

会 社 名 株式会社カノークス

代表者名 代表取締役社長 小河 正直

(コード番号：8076 東証スタンダード、名証メイン)

問合せ先 取締役執行役員管理本部長 花田 寛之

(TEL. 052-564-3511)

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年12月10日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	普通株式 18,560株
(3) 処分価額	1株につき1,926円
(4) 処分価額の総額	35,746,560円
(5) 処分方法 (処分予定先)	第三者割当の方法による (カノークス従業員持株会（以下、「本持株会」という。))
(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

(注) 「処分する株式の数」及び「処分総額」は、最大値であり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会加入者への特別奨励金スキーム（以下、「本スキーム」という。）に同意する本持株会の会員資格のある従業員の数に応じたものとなります。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日付「従業員持株会向けインセンティブ制度（特別奨励金スキーム）の内容に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本持株会の会員資格のある当社の従業員のうち、本スキームに同意する者（以下、「対象従業員」という。）に対し、当社株式を所有することにより、経営参画意識を高めるとともに、当社の中長期的な株主価値に対する従業員のモチベーション向上を目的として、対象従業員に対し特別奨励金を支給し、当該特別奨励金の拠出をもって本持株会に当社株式を割り当てる本スキームの内容を決議し、本日開催の取締役会において現在当社が保有する自己株式1,316,917株（2025年9

月30日現在)のうち、18,560株(3,574万円相当)を本持株会へ処分することを決議いたしました。

本スキームは、対象従業員に特別奨励金を支給し、当該特別奨励金の抛出をもって本持株会に当社株式を割り当てるものです。処分株式数につきましては、1.処分の概要の(注)に記載のとおり、最大18,560株を本持株会へ処分する予定です。

なお、希釈化の規模は、2025年9月30日現在の発行済株式総数11,103,500株に対する割合は0.17%、2025年9月30日現在の総議決権個数97,593個に対する割合は0.19%(いずれも小数点以下第3位を四捨五入する。)となります。

3. 本スキームの概要

本スキームにおいては、本持株会に加入する対象従業員に対し、当社株式の割当てのための特別奨励金(以下、「本特別奨励金」という。)を支給し、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して抛出することとなります。本持株会は、対象従業員から抛出された本特別奨励金を取り纏め、当社に対して払込みすることにより、本持株会は当社株式の発行又は処分を受けることとなります。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日(2025年10月30日)の東京証券取引所における当社株式の終値である1,926円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。

なお、この価額は、当社株式の東京証券取引所における当社取締役会決議日の直前営業日までの1か月間(2025年9月30日から2025年10月30日まで)の終値単純平均値である1,931円(円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。)からの乖離率は-0.26%(小数点以下第3位を四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。)、同直前営業日までの3か月間(2025年7月31日から2025年10月30日まで)の終値単純平均値である1,928円からの乖離率は-0.10%、及び同直前営業日までの6か月間(2025年4月30日から2025年10月30日まで)の終値単純平均値である1,834円からの乖離率は5.02%となっており、特に有利な価額には該当しないものと判断いたしました。

本日開催の当社取締役会に出席した取締役7名全員(うち社外取締役2名)は、上記払込金額について、本自己株処分が本スキームの導入を目的としていること、及び払込金額が当社取締役会決議日前日の終値であることを鑑み、割当先である本持株会に特に有利な払込金額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の表明をしております。

5. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないことから東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上